『障害者自立支援法』がはじまります

により受けられる福祉サービスの内容などが決められていました。 これまでは身体障害者と知的障害者、精神障害者といった障害の種類や年齢

を地域において受けられるようになります。 平成18年4月から障害者自立支援法により、どの障害の人も共通のサービス

障害者の福祉サービスを一つにまとめます。

自立支援法の5本柱 障害のある人たちの 自立した地域生活を支援

3 2 働く意欲のある障害者が企業などで働けるように支援します。 ビスや公費医療負担を提供します。 生活を営むことができるよう、共通の制度により共通の福祉サー 害・身体障害)にかかわらず、障害者の自立した日常生活・社会 サービス主体を市町村にまとめ、障害の種類(精神障害・知的障

5 4 増大する福祉サービスなどの費用を皆で負担し支え合う仕組み 公平なサービス利用のため、手続きや基準を透明化、 制緩和」をします。 地域の限られた社会資源(制度、施設など)を活用できるよう「規 明確化し

●どうやってサービスを 利用するの?

の強化をします。

できるサービス量が違います。 されます。障害程度区分によって利用 を受け、審査会で障害程度区分が決定 害程度区分が導入されます。認定調査 などのサービスを利用している方は、 4月以降に認定調査を行います。 福祉サービスを利用するために、障 在宅で訪問を受けたり、通所

自立支援医療

これまでの精神障害者対象の「精神通 療」「育成医療」が変わります~ ~「精神通院公費負担医療(32条)」「更正医

> んでいない方は、至急手続きをしてく 度と同じです。 給付の対象者についてはこれまでの制 として統一された仕組みになります。 らばらの制度でしたが、「自立支援医療」 は、手続きや利用者負担の仕組みがば 院公費負担医療」、身体障害者対象の ※3月中に、自立支援医療の申請が済 「更正医療」、障害児対象の「育成医療

問合先 福祉事務所 (46) 5 1 1 2 社会福祉担当

ださい。

板

富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)

「看護の日」のご案内

これは、近代看護の創始者であるナイ 関心、理解を呼びかける目的に『フェス チンゲールの生誕を記念して制定され 催されます。 タ看護』と銘打って様々なイベントが開 心』の普及啓発を行い、看護についての ています。この機会を通じて、『看護の 5月7日から13日は『看護週間』です。 5月12日は『看護の日 看護の心をみんなの心に~

第28回山梨県看護大会

5月12日(金)午後2時~ ベルクラシック甲府

県民情報プラザ 5月7日(日)~13日(土)

5月12日(金) JR大月駅前他

健康支援課

いきいき看護文化展

看護の心普及街頭キャンペーン

日看護師

対象に一日看護体験を行います。 多くの参加をお待ちしています。 6月から7月の期間、管内高校生を

不正大麻・けし撲滅運動

引き起こす成分が含まれているため の特徴から園芸用のけしと区別できます。 ているものがあります。これらは外観 れているために法律で栽培が禁止され 人気がありますが、麻薬の成分が含ま 般の栽培や所持が禁止されています。 けしの仲間は、園芸用の植物として アサの若い葉である大麻には幻覚を 植えてはいけないけし

・ケシ(ソムニフェルム種)

アツミゲシ

植えてもよいけし ・ハカマオニゲシ

オニゲシ

アイスランドポピー

・ヒナゲシ

麻・けし撲滅運動を実施します。 特徴が現れる時期です。そこで不正大 春先は、アサやけしが成長してその

実施期間

5月1日~6月30日

健所へ連絡してください けしを発見した場合は、 不正栽培または自生している大麻・ 富士・東部保

問合先

衛生課

205555(24)9033